◇**特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第五四号）（国土交通省）

1　特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、九、二五六億九、七一五万七、〇〇〇円に改めることとした。（第二条関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇**法務局における遺言書の保管等に関する法律関係手数料令**（政令第五五号）（法務省）

1　遺言書の保管の申請等に係る手数料の額

法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三〇年法律第七三号。以下「法」という。）第一二条第一項の規定により、遺言書の保管の申請をする者等が納付すべき手数料の額を定めることとした。（第一条関係）

2　遺言書保管ファイルの記録の閲覧等に係る手数料の額

法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第一七八号）第四条第五項、第九条第五項及び第一〇条第七項において準用する法第一二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により、遺言書保管ファイルに記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求する者等が納付すべき手数料の額を定めることとした。（第二条関係）

3　施行期日

この政令は、法の施行の日（令和二年七月一〇日）から施行することとした。

◇**医薬品等行政評価・監視委員会令**（政令第五六号）（厚生労働省）

1　部会

医薬品等行政評価・監視委員会（以下「委員会」という。）は部会を置くことができることとし、部会に属すべき委員等の指名、部会長、部会長の事務・職務代理について定めるとともに、委員会は部会の議決をもって委員会の議決とすることができることとした。（第一条関係）

2　議事

委員会の会議は委員長が招集することとし、委員会の定足数、議決方法について定めたうえで、これらについて部会の議事に準用することとした。（第二条関係）

3　庶務

委員会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において処理することとした。（第三条関係）

4　委員会の運営

この政令で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとした。（第四条関係）

5　施行期日

この政令は、令和二年九月一日から施行することとした。

政　令

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十一号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二十三号の項中「から豊川市為当町六反田八十三番一まで及び蒲郡市清田町上大内六十七番四」を削り、「百二十番一まで」の下に「（豊橋市西浜町九番一から蒲郡市大塚町南向山十五番三及び愛知県額田郡幸田町大字須美字西迫三番五を経て同町大字須美字牛ノ松三十番一までを除く。）」を加え、同表百十五号の項中「伊達市霊山町下小国字荒屋敷五番七」を「福島県伊達郡桑折町大字松原字中島四十一番」に改め、同表百二十六号の項中「東金市丹尾字千眼下四十番六まで及び同市大字台方字五根倉千二十六番一から千葉市中央区中央一丁目六番十まで」を「千葉市若葉区加曽利町六十五番一まで（東金市山田字坂東二百十八番三から同区野呂町二百八十四番三を経て同区加曽利町七十番六までを除く。）」に改め、同表百五十八号の項中「から大野市横枕二字大水口六番一まで、同市東市布弐壱字鮭ケ洞一番一」を削り、「大野市東市布弐壱字鮭ケ洞一番一から」を「福井市成和一丁目三千百十六番から同市大宮町二十七字茶山十八番一、大野市西勝原三十六字城之山二番一、同市西勝原三十七字宝仙山一番十、同市朝日二十六字村島並三番三、同市長野三十二字五郎畑六番四、同市下半原六十二字落合山一番一、同市上半原三十五字北深瀬一番百二十四、同市東市布二十四字サルバナ一番十一、同市東市布四字上市布一十番四、同市東市布二十一字鮭ケ洞一番一」に、「上切町九百二番一」を「丹生川町坊方字宮ノ前五百四番二」に、「五百九十七番一及び」を「五百九十七番一」に、「を経て同市清見町牧ヶ洞字中島二千百三十八番一」を「、同市上岡本町四丁目百十九番一及び同市丹生川町町方字林作十八番四を経て同市丹生川町坊方字宮ノ前五百四番二」に改め、同表百七十六号の項中「、西宮市」を「及び西宮市」に改め、「及び川西市小戸二丁目三百十八番四から大阪市淀川区新高三丁目五百十一番七まで」を削り、同表百九十一号の項中「五百八十七番一」を「一万五百八十七番一」に改め、同表三百五十七号の項中「東京都大田区羽田空港三丁目一番まで、」及び「浮島町五百十六番一から同区」を削り、同表四百九号の項中「及び東金市大字台方字五根倉千二十六番一から同市小野字落海九十八番十二まで」を削り、同表四百十四号の項中「伊豆市月ヶ瀬」を「下田市六丁目二百九十三番一から静岡県賀茂郡河津町梨本字中川合野三十三番一まで（同市箕作字横世三百六十五番から同市箕作字橋詰十番一の二、同市須原字小河原千七十八番一及び同町下佐ケ野字平田六十六番五を経て同町梨本字中川合野三十三番一までを除く。）及び伊豆市月ケ瀬」に、「同市月ヶ瀬」を「同市月ケ瀬」に改める。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉

内閣総理大臣　安倍　晋三